

# 平成30年度事業計画書

## I 事業執行方針

当社は、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援することを目的として、平成2年6月に設立され、以来、安全・安心な水の安定供給に資する浄水場等の運転管理及び水道の普及促進・啓発を行うほか、地域振興に資する事業を実施してまいりました。

今年度においても「安全で安心な水を安定的に供給する」ことを基本に、これまでの経験や蓄積されたノウハウを活かすとともに、水道施設の運転管理及び導送配水管路を含めた保守点検体制の強化を図ってまいります。また、28年度から始まった民間活力導入に伴い、民間企業への技術指導等を引き続き実施してまいります。さらに、水道管路の耐震化事業に伴い、水道工事監督補助業務を実施し、土木工事等への技術支援を行なうとともに技術の継承にも努めてまいります。また、水道は、県民生活や産業活動等に欠くことのできない重要なライフラインであることから、水道普及・啓発事業についても、県民に「安全で安心な水道」をPRすることにより水道水に対する理解を深め、水道の普及促進活動の充実や水道水源周辺の環境保全、水質浄化等の啓発を図ってまいります。

## II 事業計画

### 公益目的事業

#### 1 水道事業（公1事業）

##### （1）浄水場等の運転管理事業

###### ア 浄水場の運転管理及び保守点検業務

県企業局が所管する11浄水場の運転管理や保守点検業務を受託し、県企業局と連携し、水道用水供給事業及び工業用水道事業に関わる水道施設の管理運営を行う。県民生活に欠かせない水道水と産業の基盤となる工業用水の製造・製品管理（水質管理）・供給及び給水を適正かつ効率的に行う。

また那珂川浄水場においては、28年度から運転管理及び保守点検業務に民間企業が参入していることから、工業用水の安定供給を維持しつつ、業務の引き継ぎ及び技術指導等を行なう。

事業所名（浄水場名）	業 務 内 容
県南事業所（霞ヶ浦浄水場）	①中央監視室における機器操作及び監視 ②薬品注入設備機器の操作及び監視 ③場内施設の巡視点検 ④取水場等場外施設の巡視点検 ⑤施設の維持管理補助 ⑥上工水管路設備の巡視及び点検
利根川事業所（利根川浄水場）	
阿見事業所（阿見浄水場）	
鹿行事業所（鹿島浄水場）	
鰯川事業所（鰯川浄水場）	
県西事業所（関城浄水場）	
新治事業所（新治浄水場）	
水海道事業所（水海道浄水場）	
県中央事業所（水戸浄水場）	
涸沼川事業所（涸沼川浄水場）	
那珂川事業所（那珂川浄水場）	

#### (7) 技術力の向上

水源水質や浄水処理設備の特性は、浄水場毎に異なっており、施設の老朽化や経年劣化による故障、緊急時等の対応等、様々な状況に対応できる技術力が求められている。そのため、運転管理に係わる内部研修（新任職員研修、資格取得研修、技術講習会、職場研修会等）を実施するとともに、重要な外部研修会（日本水道協会が主催する技術研修等）への参加を推進する。また、経験やノウハウを蓄積し、更なる信頼を確保できるよう技術力向上を図り、水道用水及び工業用水の安定供給に努める。

さらに、施設の老朽化に伴い、多数の浄水場で大規模な更新工事を実施、又は予定がされており、技術革新に伴う新施設にあわせた、施設の運転や管理に対応するとともに、効率的な運用方法の検討を行なう。

#### (4) 保全管理業務の研修

浄水場の維持管理に係る県企業局の業務見直しに対応して、修繕工事等の設計及び監督など保全管理業務を担えるよう企業局に職員を派遣して研修させる。

#### (ウ) 資格取得の推進

水道施設の設備管理においては、機械・電気・計装設備に係わる知識とともに、浄水処理や水質あるいは管路等、幅広い知識が必要となるため、水道浄水施設管理技士（日本水道協会認定資格）等の各種資格の取得を更に進める。

(エ) 管路保守点検の強化

県企業局では、上水道管、工業用水道管合わせて1,300 kmを超える管路を有しており、当社は全ての管路保守点検を受託している。しかしながら、管路の一部では経年等による老朽化が進み、漏水等の危険度が高まってきている。このような状況から、大規模な漏水事故を未然に防ぐため、普段から管路の管理、巡視を綿密に実施する。また、漏水事故、自然災害等の緊急時に、より迅速な対応ができる体制づくりのため、職場研修の充実を図るとともにOJTにより危機管理能力の更なる向上を目指す。

(オ) 労働安全衛生の徹底

労働災害を未然に防止するために、内部研修を実施するとともに、安全衛生推進者等を外部研修（労働基準協会が主催する産業安全衛生大会等）へ参加を進め、職員の安全と健康の確保と、快適な職場環境の構築を図る。

また、労働安全衛生調査を年一回実施し、本社職員及び対象となる事業所並びに当該事業所以外の安全衛生推進者等を複数参加させ、リスク要因等を多数の視点から確認する。

(カ) 危機管理体制の強化

水道及び工業用水道は、非常に重要なライフラインであり、事故・災害が発生すると住民の生活、産業活動に重大な影響を及ぼすこととなる。

各浄水場は、急な原水の水質悪化及び汚染（アオコ等藻類の大発生、カワヒバリガイによる取水障害、軽油、重油等の有害物質の流出等）、機器類の故障、落雷停電及び地震等の自然災害、テロの脅威等様々なリスクを抱えている。これらに対して、各浄水場に配置された職員が迅速にバックアップして対処できるよう、危機管理体制に万全を期す。

また、事故・災害の発生時に備え、マニュアルの整備、訓練、応援体制の整備を更に強化する。

さらには、企業公社業務継続計画（BCP）を運用し、有事の際においても、浄水場の運転管理業務の継続を図っていく。

## イ 水質管理・検査業務

県企業局の水質管理センター及び浄水場において、水源や取水原水の水質検査を行う他、水質基準項目（51項目）、水質管理目標設定項目（26項目）、要検討項目（47項目）のうち103項目（うち1項目については農薬類110種を含む）について水質検査を行い、工業用水については、工業用水の基準（8項目）について水質検査を適正かつ効率的に行う。また、放射性物質の検査や市町村との共同検査に伴う水質検査等を実施する。その他、霞ヶ浦浄水場においては、技術革新に伴う実証実験施設の水質検査及び実験データの取り纏め等を行なう。さらに、全国規模の研究発表会等で県企業局と連携し、研究データや業務の中で培ったノウハウ等の論文を発表し、他の事業体への情報発信を行なう。

県企業局浄水場の主な水源である霞ヶ浦は、富栄養化が進んでおり、利根川や那珂川では、上流からの汚染水の影響を受けやすい特性があり、急激な水質変動や水質事故等にも対応する必要がある。このため、安全で安心な水を安定的に供給できるよう各検査項目の検査精度の向上に努め、水質事故等の臨時の水質検査についても迅速に対応できるよう危機管理体制の強化を図る。

また、県企業局水質管理センターは、水道 GLP 認定検査機関（水道水質検査優良試験所規範）であり、当公社職員は検査担当者として登録されており、更には GLP 検査体制の中で内部監査にかかわる品質管理業務監査者や検査結果の確認を行う検査区分責任者補助者など責任あるポストにも位置づけされている。GLP 検査の質を高めることへの貢献として、信頼性を確保するための分析技術力や指導力の更なる向上を図る。

事業所名（施設名又は浄水場名）	業 務 内 容
水質管理事業所（水質管理センター）	①水源の水質検査 ②取水原水の水質検査
県南事業所（霞ヶ浦浄水場）	③浄水処理に伴う水質検査 ④配水系統の水質検査
県西事業所（関城浄水場）	⑤市町村共同水質検査に伴う水質検査 ⑥実証実験施設の水質検査

## (2) 水道工事監督補助業務

県企業局では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、水道管路の耐震化を進めており、この事業がより迅速且つ的確に進められるよう、企業局職員が行う監督業務を補助する。

また、今後、耐震化に加え管路を含む施設の更新や広域事業間の連絡管整備事業等が計画されており、これらに対応できる体制についても検討する。

事業所名（施設名又は浄水場名）	業 務 内 容
県南事業所 県南水道事務所管内 （霞ヶ浦浄水場） （利根川浄水場） （阿見浄水場）	①水道管路の耐震化や広域事業間の連絡管整備事業等の調査・計画・設計・工事に関して企業局監督職員が行う業務補助 ②地震等の自然災害や漏水事故等の発生時における調査及び復旧対策に係る技術支援
鹿行事業所 鹿行水道事務所管内 （鹿島浄水場） （鰐川浄水場）	
県西事業所 県西水道事務所管内 （関城浄水場） （新治浄水場） （水海道浄水場）	
県中央事業所 県中央水道事務所管内 （水戸浄水場） （涸沼川浄水場） （那珂川浄水場）	

## (3) 水道普及促進・啓発事業

茨城県や市町村が主催するイベントに参加し、浄水場の運転管理業務で得た水づくりの経験を活かしつつ、水道水の安全性やおいしい水道水に対する理解と関心を高める。また、水道の普及促進活動の充実や水道水源周辺の環境保全、水質浄化等の啓発を図る。また、市町村の抱える課題解決の一助となる研修会を開催する。

さらには、9月に開催されるIWA（国際水協会）世界会議、10月に開催される世界湖沼会議において、県企業局霞ヶ浦浄水場の新しい浄水処理技術の導入に向けた実証実験がPRされることから、県企業局と一体となって準備委員会の協力員として支援に取り組む。

## ア イベント等における水道普及促進・啓発活動

各市町村等で実施される産業祭等において、水道相談コーナー、水道パネルの展示、冷水飲み比べ、アンケートの実施、啓発グッズ等の配布を行い、水道普及促進・啓発活動を行う。

## イ 水道週間キャンペーン

毎年6月1日から7日までの水道週間中、ショッピングセンター等において、水道相談コーナー、水道パネルの展示、冷水飲み比べ、アンケートの実施、啓発グッズ等の配布を行い、水道水の啓発を行なうとともに、普及促進に努める。

## ウ 水道出前教室

小学生を対象に小学校等に出向き、水づくりの実験を体験してもらい、水道水の安全性、水源環境保全等の啓発活動を実施する。

## エ 夏休み親子水道教室

小学生と保護者を対象に、浄水場において水道水のできる過程や浄水施設の見学、水づくりの実験、水に親しむイベントを実施し、水道普及や水質浄化等の啓発を行う。

## オ 市町村水道事業担当者研修会

市町村水道の抱える課題の中から、先進的に取り組んでいる事業体事例等の情報提供又は課題解決の一助となるような研修会を開催する。

## カ その他

水道水源である河川や湖沼周辺の清掃活動に参加し、環境保全と水質浄化啓発を行う。さらに茨城県や市町村が主催するイベント等に協力し、水道の啓発や広報活動等を支援する。